

報道関係者 各位

令和 8 年 9 月 25 日

【照会先】老健局 高齢者支援課

高齢者居住福祉専門官 落合 明美(内線 3976)

高齢者居住支援係 舛井 健一郎(内線 3981)

(代表電話) 03(5253)1111

(直通電話) 03(3595)2888

「令和7年度 有料老人ホームを対象とした指導状況等 のフォローアップ調査(第 17 回)」結果

厚生労働省では、「令和7年度 有料老人ホームを対象とした指導状況等のフォローアップ調査(第 17 回)」を実施し、今般、別添のとおり調査結果を取りまとめたので発表します。

本調査においては、老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)に基づき、施設名称や管理者などを届け出ることを義務付けられている有料老人ホーム(※)の総数をとりまとめました。また、届出が行われていない施設(いわゆる「未届の有料老人ホーム」)について、都道府県、指定都市及び中核市(以下「都道府県等」という。)に対して、届出や指導状況等の調査を行ったほか、前払金の保全措置の実施状況についても調査を行いました。

(※) 有料老人ホームは、老人福祉法第 29 条第 1 項に基づき、高齢者を入居させ、食事の提供、介護の提供、家事の供与、健康管理のいずれかのサービスを行う施設をいう。

調査の実施に当たっては、有料老人ホームの届出先の都道府県等だけでなく、市区町村の地域包括支援センターや生活保護部局等の関係部局と連携して情報を収集するとともに、報告時点では有料老人ホームに該当するか判断できる段階に至っていない施設についても報告対象としています。

その結果、令和 7 年 6 月 30 日時点で、

- ・届出された有料老人ホームの数は 17,883 件(前年度 17,246 件)

- ・未届の有料老人ホームの数は 568 件(前年度 584 件)

- ・有料老人ホーム全体に占める未届有料老人ホームの割合は 3.1%(前年度 3.3%)

となっています。なお、前年度未届であった有料老人ホーム 584 件について、令和 7 年 6 月 30 日までに 40 件が届出され、また、67 件が有料老人ホームに該当しなかったもの等であることが確認されました。

また、前払金を徴収している有料老人ホームの数は 2,384 件あり、このうち、前払金の保全措置を講じていない有料老人ホームの数は 25 件(前年度 23 件)、前払金を徴収している有料老人ホームに占める保全措置を講じていない有料老人ホームの割合は、1.0%(前年度 1.0%)となっています。

上記の調査結果を踏まえ、未届の有料老人ホームに関する実態把握や届出促進に向けた取組の徹底、入居者の処遇等に関する指導を強化するため、9月25日付けで、都道府県等に対し、

- 1) 未届の有料老人ホームについて速やかに実態把握を行い、有料老人ホームに該当する場合には、早急に届出を行うよう指導するとともに、入居者の処遇等に関する厳正かつ適切な指導監督を徹底すること
- 2) 未届の有料老人ホームの徹底した実態把握を進めるため、関係部局や市区町村と引き続き連携を図るとともに、届出を促進するため、届出制度の周知を図るなどの取組みを強化すること
- 3) 前払金の保全措置が義務付けられているにもかかわらず、保全措置を講じていない有料老人ホームの事業者に対しては、改善に向けて重点的に指導・監督を行うこと。なお、検査の拒否や改善命令に対する違反等を行った場合は、罰則の適用も視野に入れ、事業者に対してより厳正な対応を図ること

を求める通知を出し、更なる指導監督の徹底を要請したところです。

有料老人ホームについては、社会福祉法等の一部を改正する法律（令和8年法律第51号。6月25日公布）における老人福祉法の改正により、中重度の要介護者など、特に入居者保護の必要性が高い方を入居対象とするホームについて、入居者保護の観点から、登録制が導入されます。厚生労働省においては、登録制の施行に向け、関係者等のご意見も踏まえながら準備を進めてまいりますが、現行制度における調査についても、今年度も引き続き6月30日時点の状況について実施する予定であることを申し添えます。

令和 8 年 9 月 25 日
厚生労働省老健局高齢者支援課

令和 7 年度 有料老人ホームを対象とした指導状況等
のフォローアップ調査（第 17 回）結果

「有料老人ホームに関する定期的な調査の実施について（令和 7 年 11 月 6 日付け事務連絡）」に基づく調査結果は以下のとおり。

1. 有料老人ホームの届出状況について

	第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回	第 5 回	第 6 回
	H21.10.31 時点	H22.10.31 時点	H23.10.31 時点	H24.10.31 時点	H25.10.31 時点	H26.10.31 時点
①届出施設数	4,864 件	5,718 件	6,726 件	7,863 件	8,916 件	9,941 件
②未届施設数※	389 件	248 件	259 件	403 件	911 件	961 件
③届出率 (①／①+②)×100	92.6%	95.8%	96.3%	95.1%	90.7%	91.2%
④未届率 (②／①+②)×100	7.4%	4.2%	3.7%	4.9%	9.3%	8.8%

	第 7 回		第 8 回	第 9 回	第 10 回	第 11 回
	H27.6.30 時点	H28.1.31 時点	H28.6.30 時点	H29.6.30 時点	H30.6.30 時点	R1.6.30 時点
①届出施設数	10,627 件	—	11,739 件	12,608 件	13,354 件	14,118 件
②未届施設数※	1,017 件	633 件	1,207 件	1,049 件	897 件	665 件
③届出率 (①／①+②)×100	91.3%	—	90.7%	92.3%	93.7%	95.5%
④未届率 (②／①+②)×100	8.7%	—	9.3%	7.7%	6.3%	4.5%

	第 12 回	第 13 回	第 14 回	第 15 回	第 16 回	第 17 回
	R2.6.30 時点	R3.6.30 時点	R4.6.30 時点	R5.6.30 時点	R6.6.30 時点	R7.6.30 時点
①届出施設数	14,695 件	15,363 件	15,928 件	16,543 件	17,246 件	17,883 件
②未届施設数※	641 件	656 件	626 件	604 件	584 件	568 件
③届出率 (①／①+②)×100	95.8%	95.9%	96.2%	96.5%	96.7%	96.9%
④未届率 (②／①+②)×100	4.2%	4.1%	3.8%	3.5%	3.3%	3.1%

【参考】各回の調査期間内で新たに把握した届出／未届の施設数

	第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回	第 5 回	第 6 回
	H21.5.1 ～H21.10.31	H21.11.1 ～H22.10.31	H22.11.1 ～H23.10.31	H23.11.1 ～H24.10.31	H24.11.1 ～H25.10.31	H25.11.1 ～H26.10.31
①届出施設数	619 件	854 件	1,008 件	1,137 件	1,053 件	1,025 件
②未届施設数※	163 件	59 件	95 件	245 件	658 件	370 件

	第 7 回		第 8 回	第 9 回	第 10 回	第 11 回
	H26.11.1 ～H27.6.30	H27.7.1 ～H28.1.31	H27.7.1 (②は H28.2.1) ～H28.6.30	H28.7.1 ～H29.6.30	H29.7.1 ～H30.6.30	H30.7.1 ～R1.6.30
①届出施設数	686 件	—	1,112 件	869 件	746 件	997 件
②未届施設数※	288 件	633 件	127 件	199 件	212 件	150 件

	第 12 回	第 13 回	第 14 回	第 15 回	第 16 回	第 17 回
	R1.7.1 ～R2.6.30	R2.7.1 ～R3.6.30	R3.7.1 ～R4.6.30	R4.7.1 ～R5.6.30	R5.7.1 ～R6.6.30	R6.7.1 ～R7.6.30
①届出施設数	807 件	845 件	881 件	909 件	892 件	1,109 件
②未届施設数※	160 件	179 件	117 件	90 件	89 件	91 件

(※)把握している「未届施設数」には、現在施設に対して実態調査を行っている又は今後実態調査を行うために、報告時点では有料老人ホームに該当するか判断できる段階に至っていない施設を含む。

2. 本調査期間（令和 6 年 6 月 30 日～令和 7 年 6 月 30 日）において把握した未届の有料老人ホームに対する指導状況（令和 7 年 6 月 30 日時点）

	施設数	届出に係る指導
令和 6 年 6 月 30 日時点の「未届の有料老人ホーム数」(※1)	584 件	366 件
（うち）令和 7 年 6 月 30 日までに届出済	40 件	29 件
（うち）令和 7 年 6 月 30 日時点で未届	477 件	296 件
（うち）実態調査の結果、有料老人ホームに該当しなかったもの等 (※2)	67 件	41 件
令和 6 年 7 月 1 日～令和 7 年 6 月 30 日の間に新たに把握した「未届の有料老人ホーム数」(※1)	121 件	88 件
（うち）令和 7 年 6 月 30 日までに届出済	16 件	16 件
（うち）令和 7 年 6 月 30 日時点で未届	91 件	65 件
（うち）実態調査の結果、有料老人ホームに該当しなかったもの等 (※2)	14 件	7 件

(※1) 「未届の有料老人ホーム数」には、現在施設に対して実態調査を行っている施設又は今後実態調査を行うために、報告時点では有料老人ホームに該当するか判断できる段階に至っていない施設を含む。

(※2) フォローアップ調査で報告した後に実態調査を行った結果、有料老人ホーム事業を廃止したものや食事等のサービスを提供していなかったことが明らかとなったもの等。

3. 前払金の保全措置が義務付けられている有料老人ホームの保全措置の状況について（令和 7 年 6 月 30 日時点）

老人福祉法第 29 条第 9 項に基づき、有料老人ホームにおいて前払金を徴収する場合は、前払金の保全措置を講じる必要がある。

	施設数
有料老人ホーム数 ※ 平成 18 年 3 月 31 日以前に届出されたものを含む	17,883 件
（うち）前払金を徴収している施設数	2,384 件
（うち）前払金の保全措置を講じている施設数 (①)	2,359 件
銀行等による連帯保証委託契約	898 件
信託会社等による信託契約	773 件
全国有料老人ホーム協会による入居者生活保証制度	492 件
保険会社による保証保険契約	76 件
その他	120 件
（うち）前払金の保全措置を講じていない施設数 (②)	25 件
$\textcircled{2} / (\textcircled{1} + \textcircled{2}) \times 100$	1.0%

未届の有料老人ホームに対する施設の届出に係る指導状況について

令和7年6月30日時点

所管自治体		有料老人ホームの届出状況		令和6年6月30日～令和7年6月30日における未届の有料老人ホーム(※実態把握中のものを含む)に対する指導状況							
		有料老人ホームの届出済施設数	未届の有料老人ホーム数(※実態把握中のものを含む)	令和6年6月30日時点で報告のあった未届の有料老人ホーム(※実態把握中のものを含む)に対する指導状況				令和6年7月1日以降に新たに把握した未届の有料老人ホーム(※実態把握中のものを含む)に対する指導状況			
				令和7年6月30日まで届出済(改善されたもの)		令和7年6月30日時点で未届(改善されていないもの)		令和7年6月30日まで届出済(改善されたもの)		令和7年6月30日時点で未届(改善されていないもの)	
					届出に関する指導件数		届出に関する指導件数		届出に関する指導件数		届出に関する指導件数
合 計		17,883	568	40	29	477	296	16	16	91	65
01 北海道	01 北海道	1,154	89	0	0	87	86	0	0	2	2
	0100 北海道	391	20	0	0	20	20	0	0	0	0
	札幌市	420	67	0	0	65	65	0	0	2	2
	函館市	63	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	旭川市	280	2	0	0	2	1	0	0	0	0
02 青森県	02 青森県	379	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	青森県	228	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	青森市	111	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	八戸市	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0
03 岩手県	03 岩手県	221	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	岩手県	111	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	盛岡市	110	0	0	0	0	0	0	0	0	0
04 宮城県	04 宮城県	270	10	0	0	10	4	0	0	0	0
	宮城県	150	3	0	0	3	1	0	0	0	0
	仙台市	120	7	0	0	7	3	0	0	0	0
05 秋田県	05 秋田県	118	0	1	1	0	0	0	0	0	0
	秋田県	85	0	1	1	0	0	0	0	0	0
	秋田市	33	0	0	0	0	0	0	0	0	0
06 山形県	06 山形県	185	1	0	0	0	0	0	0	1	1
	山形県	138	1	0	0	0	0	0	0	1	1
	山形市	47	0	0	0	0	0	0	0	0	0
07 福島県	07 福島県	176	1	2	1	1	1	0	0	0	0
	福島県	58	0	2	1	0	0	0	0	0	0
	福島市	36	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	郡山市	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	いわき市	63	1	0	0	1	1	0	0	0	0
08 茨城県	08 茨城県	225	13	0	0	6	2	1	1	7	0
	茨城県	199	11	0	0	4	0	1	1	7	0
	水戸市	26	2	0	0	2	2	0	0	0	0
09 栃木県	09 栃木県	130	3	0	0	3	3	0	0	0	0
	栃木県	104	3	0	0	3	3	0	0	0	0
	宇都宮市	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10 群馬県	10 群馬県	533	10	0	0	8	0	0	0	2	1
	群馬県	323	6	0	0	4	0	0	0	2	1
	前橋市	113	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	高崎市	97	4	0	0	4	0	0	0	0	0
11 埼玉県	11 埼玉県	786	17	0	0	11	12	2	2	6	6
	埼玉県	451	11	0	0	8	8	2	2	3	3
	さいたま市	191	1	0	0	1	1	0	0	0	0
	川越市	23	2	0	0	2	0	0	0	0	0
	川口市	92	3	0	0	0	3	0	0	3	3
	越谷市	29	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12 千葉県	12 千葉県	639	31	7	5	25	9	1	1	6	0
	千葉県	423	14	4	4	8	8	1	1	6	0
	千葉市	114	17	2	0	17	1	0	0	0	0
	船橋市	58	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	柏市	44	0	1	1	0	0	0	0	0	0
13 東京都	13 東京都	1,177	10	0	0	10	1	0	0	0	0
	東京都	1,123	10	0	0	10	1	0	0	0	0
	八王子市	54	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14 神奈川県	14 神奈川県	1,186	47	1	1	45	14	0	0	2	1
	神奈川県	436	38	1	1	37	6	0	0	1	0
	横浜市	370	9	0	0	8	8	0	0	1	1
	川崎市	213	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	相模原市	126	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	横須賀市	41	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15 新潟県	15 新潟県	158	3	0	0	2	0	0	0	1	1
	新潟県	69	1	0	0	1	0	0	0	0	0
	新潟市	89	2	0	0	1	0	0	0	1	1
16 富山県	16 富山県	128	6	1	1	6	3	1	1	0	0
	富山県	57	2	1	1	2	2	1	1	0	0
	富山市	71	4	0	0	4	1	0	0	0	0
17 石川県	17 石川県	154	2	0	0	1	0	0	0	1	0
	石川県	59	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	金沢市	95	2	0	0	1	0	0	0	1	0
18 福井県	18 福井県	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	福井県	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	福井市	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19 山梨県	19 山梨県	49	1	0	0	1	1	0	0	0	0
	山梨県	33	1	0	0	1	1	0	0	0	0
	甲府市	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20 長野県	20 長野県	280	3	0	0	2	1	0	0	1	0
	長野県	163	2	0	0	1	0	0	0	1	0
	長野市	61	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	松本市	56	1	0	0	1	1	0	0	0	0
21 岐阜県	21 岐阜県	334	9	0	0	2	1	1	1	7	5
	岐阜県	232	5	0	0	2	1	0	0	3	1
	岐阜市	102	4	0	0	0	0	1	1	4	4
22 静岡県	22 静岡県	360	7	0	0	6	0	0	0	1	1
	静岡県	229	3	0	0	2	0	0	0	1	1
	静岡市	83	4	0	0	4	0	0	0	0	0
	浜松市	48	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23 愛知県	23 愛知県	1,287	80	3	3	61	59	3	3	19	7
	愛知県	484	53	1	1	40	40	0	0	13	0
	名古屋市	589	20	2	2	16	16	3	3	4	4
	豊橋市	39	1	0	0	1	0	0	0	0	0
	岡崎市	37	3	0	0	3	3	0	0	0	3
	豊田市	36	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	一宮市	102	3	0	0	1	0	0	0	2	0

未届の有料老人ホームに対する施設の届出に係る指導状況について

令和7年6月30日時点

所管自治体		有料老人ホームの届出状況		令和6年6月30日～令和7年6月30日における未届の有料老人ホーム(※実態把握中のものを含む)に対する指導状況							
		有料老人ホームの届出済施設数	未届の有料老人ホーム数(※実態把握中のものを含む)	令和6年6月30日時点で報告のあった未届の有料老人ホーム(※実態把握中のものを含む)に対する指導状況				令和6年7月1日以降に新たに把握した未届の有料老人ホーム(※実態把握中のものを含む)に対する指導状況			
				令和7年6月30日まで届出済(改善されたもの)		令和7年6月30日時点で未届(改善されていないもの)		令和7年6月30日まで届出済(改善されたもの)		令和7年6月30日時点で未届(改善されていないもの)	
				届出に関する指導件数		届出に関する指導件数		届出に関する指導件数		届出に関する指導件数	
24	三重県	24 三重県	232	1	0	0	1	1	0	0	0
25	滋賀県	25 滋賀県	63	1	0	0	1	0	0	0	0
		滋賀県	2500 滋賀県	39	1	0	0	1	0	0	0
		大津市	2551 大津市	24	0	0	0	0	0	0	0
26	京都府	26 京都府	136	2	0	0	1	0	0	0	1
		京都府	2600 京都府	24	2	0	0	1	0	0	1
		京都市	2611 京都市	112	0	0	0	0	0	0	0
27	大阪府	27 大阪府	1,578	49	10	8	41	20	2	2	8
		大阪府	2700 大阪府	495	14	0	13	1	0	0	1
		大阪市	2711 大阪市	464	22	8	16	10	0	0	6
		堺市	2712 堺市	178	0	2	0	0	0	0	0
		豊中市	2751 豊中市	62	0	0	0	0	0	0	0
		吹田市	2752 吹田市	34	2	0	2	0	0	0	0
		高槻市	2753 高槻市	33	0	0	0	0	0	0	0
		枚方市	2754 枚方市	85	3	0	3	3	0	0	0
		八尾市	2755 八尾市	59	7	0	6	6	2	2	1
		寝屋川市	2756 寝屋川市	54	0	0	0	0	0	0	0
		東大阪市	2757 東大阪市	114	1	0	1	0	0	0	0
28	兵庫県	28 兵庫県	399	63	4	3	57	37	0	0	6
		兵庫県	2800 兵庫県	105	5	1	5	4	0	0	0
		神戸市	2811 神戸市	113	11	0	11	11	0	0	0
		姫路市	2851 姫路市	73	25	0	21	21	0	0	4
		尼崎市	2852 尼崎市	59	19	3	19	0	0	0	0
		明石市	2853 明石市	8	0	0	0	0	0	0	0
		西宮市	2854 西宮市	41	3	0	1	1	0	0	2
29	奈良県	29 奈良県	168	4	0	0	4	3	0	0	0
		奈良県	2900 奈良県	98	0	0	0	0	0	0	0
		奈良市	2951 奈良市	70	4	0	4	3	0	0	0
30	和歌山県	30 和歌山県	185	2	2	2	1	1	0	0	1
		和歌山県	3000 和歌山県	64	0	0	0	0	0	0	0
		和歌山市	3051 和歌山市	121	2	2	1	1	0	0	1
31	鳥取県	31 鳥取県	69	0	0	0	0	0	0	0	0
		鳥取県	3100 鳥取県	38	0	0	0	0	0	0	0
		鳥取市	3151 鳥取市	31	0	0	0	0	0	0	0
32	島根県	32 島根県	85	3	0	0	1	1	0	0	2
		島根県	3200 島根県	48	3	0	1	1	0	0	2
		松江市	3251 松江市	37	0	0	0	0	0	0	0
33	岡山県	33 岡山県	237	4	2	0	4	0	0	0	0
		岡山県	3300 岡山県	73	0	2	0	0	0	0	0
		岡山市	3311 岡山市	93	4	0	4	0	0	0	0
		倉敷市	3351 倉敷市	71	0	0	0	0	0	0	0
34	広島県	34 広島県	175	2	0	0	2	2	0	0	0
		広島県	3400 広島県	47	0	0	0	0	0	0	0
		広島市	3411 広島市	77	0	0	0	0	0	0	0
		呉市	3451 呉市	7	0	0	0	0	0	0	0
		福山市	3452 福山市	44	2	0	2	2	0	0	0
35	山口県	35 山口県	300	0	0	0	0	0	0	0	0
		山口県	3500 山口県	229	0	0	0	0	0	0	0
		下関市	3551 下関市	71	0	0	0	0	0	0	0
36	徳島県	36 徳島県	71	0	1	0	0	0	0	0	0
37	香川県	37 香川県	150	1	0	0	1	0	0	0	0
		香川県	3700 香川県	62	1	0	1	0	0	0	0
		高松市	3751 高松市	88	0	0	0	0	0	0	0
38	愛媛県	38 愛媛県	207	2	0	0	2	0	0	0	0
		愛媛県	3800 愛媛県	122	2	0	2	0	0	0	0
		松山市	3851 松山市	85	0	0	0	0	0	0	0
39	高知県	39 高知県	78	13	1	1	13	0	0	0	0
		高知県	3900 高知県	32	5	1	5	0	0	0	0
		高知市	3951 高知市	46	8	0	8	0	0	0	0
40	福岡県	40 福岡県	1,111	23	4	2	8	4	4	4	15
		福岡県	4000 福岡県	558	12	2	5	1	3	3	7
		北九州市	4011 北九州市	217	10	0	3	3	1	1	7
		福岡市	4012 福岡市	265	0	2	0	0	0	0	0
		久留米市	4051 久留米市	71	1	0	0	0	0	0	1
41	佐賀県	41 佐賀県	297	40	0	0	40	20	0	0	20
42	長崎県	42 長崎県	203	2	0	0	1	0	0	0	1
		長崎県	4200 長崎県	102	1	0	1	0	0	0	0
		長崎市	4251 長崎市	59	1	0	0	0	0	0	1
		佐世保市	4252 佐世保市	42	0	0	0	0	0	0	0
43	熊本県	43 熊本県	464	4	0	0	4	4	0	0	0
		熊本県	4300 熊本県	293	1	0	1	1	0	0	0
		熊本市	4311 熊本市	171	3	0	3	3	0	0	0
44	大分県	44 大分県	391	1	0	0	1	0	0	0	0
		大分県	4400 大分県	217	1	0	1	0	0	0	0
		大分市	4451 大分市	174	0	0	0	0	0	0	0
45	宮崎県	45 宮崎県	496	1	0	0	1	0	0	0	0
		宮崎県	4500 宮崎県	293	1	0	1	0	0	0	0
		宮崎市	4551 宮崎市	203	0	0	0	0	0	0	0
46	鹿児島県	46 鹿児島県	386	3	0	0	3	3	1	1	0
		鹿児島県	4600 鹿児島県	202	2	0	2	2	0	0	0
		鹿児島市	4651 鹿児島市	184	1	0	1	1	1	1	0
47	沖縄県	47 沖縄県	433	4	1	1	3	3	0	0	1
		沖縄県	4700 沖縄県	346	1	1	1	1	0	0	0
		那覇市	4751 那覇市	87	3	0	2	2	0	0	1

前払金の保全措置の状況について

令和7年6月30日時点

所管自治体		有料老人ホーム数(※)												
		(うち)前払金を徴収している施設数												
		(うち)前払金の保全措置を講じている施設数								(うち)前払金の保全措置を講じていない施設数				
			(イ)銀行等による連 帯保証委託契約	(ロ)信託会社等によ る信託契約	(ハ)全国有料老人 ホーム協会による入 居者生活保証制度	(ニ)保険会社による 保証保険契約	(ホ)その他			指導件数	改善済			
合 計		17,883	2,384	2,359	898	773	492	76	120	25	13	0		
01 北海道	01 北海道	1154	59	59	10	24	24	1	0	0	0	0		
	北海道 0100 北海道	391	7	7	3	2	2	0	0	0	0	0		
	札幌市 0111 札幌市	420	49	49	6	22	21	0	0	0	0	0		
	函館市 0151 函館市	63	2	2	0	0	1	1	0	0	0	0		
	旭川市 0152 旭川市	280	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0		
02 青森県	02 青森県	379	6	6	2	0	4	0	0	0	0	0		
	青森県 0200 青森県	228	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	青森市 0251 青森市	111	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0		
	八戸市 0252 八戸市	40	5	5	1	0	4	0	0	0	0	0		
03 岩手県	03 岩手県	221	3	2	2	0	0	0	0	1	1	0		
	岩手県 0300 岩手県	111	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	盛岡市 0351 盛岡市	110	3	2	2	0	0	0	0	1	1	0		
04 宮城県	04 宮城県	270	25	25	7	9	9	0	0	0	0	0		
	宮城県 0400 宮城県	150	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	仙台市 0411 仙台市	120	25	25	7	9	9	0	0	0	0	0		
05 秋田県	05 秋田県	118	2	2	0	1	1	0	0	0	0	0		
	秋田県 0500 秋田県	85	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	秋田市 0552 秋田市	33	2	2	0	1	1	0	0	0	0	0		
06 山形県	06 山形県	185	14	14	2	0	0	0	12	0	0	0		
	山形県 0600 山形県	138	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0		
	山形市 0651 山形市	47	13	13	1	0	0	0	12	0	0	0		
07 福島県	07 福島県	176	11	11	3	3	5	0	0	0	0	0		
	福島県 0700 福島県	58	3	3	1	2	0	0	0	0	0	0		
	福島市 0751 福島市	36	3	3	2	0	1	0	0	0	0	0		
	郡山市 0752 郡山市	19	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0		
	いわき市 0753 いわき市	63	4	4	0	0	4	0	0	0	0	0		
08 茨城県	08 茨城県	225	18	18	4	3	11	0	0	0	0	0		
	茨城県 0800 茨城県	199	17	17	4	3	10	0	0	0	0	0		
	水戸市 0851 水戸市	26	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0		
09 栃木県	09 栃木県	130	7	7	5	2	0	0	0	0	0	0		
	栃木県 0900 栃木県	104	4	4	3	1	0	0	0	0	0	0		
	宇都宮市 0951 宇都宮市	26	3	3	2	1	0	0	0	0	0	0		
10 群馬県	10 群馬県	533	9	9	1	2	6	0	0	0	0	0		
	群馬県 1000 群馬県	323	4	4	1	2	1	0	0	0	0	0		
	前橋市 1051 前橋市	113	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	高崎市 1052 高崎市	97	5	5	0	0	5	0	0	0	0	0		
11 埼玉県	11 埼玉県	786	178	178	58	97	17	4	2	0	0	0		
	埼玉県 1100 埼玉県	451	81	81	30	42	6	3	0	0	0	0		
	さいたま市 1111 さいたま市	191	55	55	12	36	4	1	2	0	0	0		
	川越市 1151 川越市	23	6	6	0	5	1	0	0	0	0	0		
	川口市 1152 川口市	92	29	29	16	9	4	0	0	0	0	0		
	越谷市 1153 越谷市	29	7	7	0	5	2	0	0	0	0	0		
12 千葉県	12 千葉県	639	179	179	47	72	39	21	0	0	0	0		
	千葉県 1200 千葉県	423	109	109	28	37	23	21	0	0	0	0		
	千葉市 1211 千葉市	114	39	39	12	18	9	0	0	0	0	0		
	船橋市 1251 船橋市	58	18	18	3	10	5	0	0	0	0	0		
	柏市 1252 柏市	44	13	13	4	7	2	0	0	0	0	0		
13 東京都	13 東京都	1177	672	667	310	247	93	17	0	5	5	0		
	東京都 1300 東京都	1123	655	650	304	243	86	17	0	5	5	0		
	八王子市 1351 八王子市	54	17	17	6	4	7	0	0	0	0	0		
14 神奈川県	14 神奈川県	1186	464	460	147	188	102	7	16	4	0	0		
	神奈川県 1400 神奈川県	436	158	158	45	59	52	0	2	0	0	0		
	横浜市 1411 横浜市	370	163	163	45	76	29	3	10	0	0	0		
	川崎市 1412 川崎市	213	110	106	51	38	12	3	2	4	0	0		
	相模原市 1413 相模原市	126	16	16	3	7	3	1	2	0	0	0		
	横須賀市 1451 横須賀市	41	17	17	3	8	6	0	0	0	0	0		
15 新潟県	15 新潟県	158	14	14	4	3	7	0	0	0	0	0		
	新潟県 1500 新潟県	69	10	10	4	1	5	0	0	0	0	0		
	新潟市 1511 新潟市	89	4	4	0	2	2	0	0	0	0	0		
16 富山県	16 富山県	128	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0		
	富山県 1600 富山県	57	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0		
	富山市 1651 富山市	71	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
17 石川県	17 石川県	154	8	7	4	1	2	0	0	1	1	0		
	石川県 1700 石川県	59	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	金沢市 1751 金沢市	95	8	7	4	1	2	0	0	1	1	0		
18 福井県	18 福井県	40	4	4	4	0	0	0	0	0	0	0		
	福井県 1800 福井県	31	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0		
	福井市 1851 福井市	9	3	3	3	0	0	0	0	0	0	0		
19 山梨県	19 山梨県	49	7	7	3	3	1	0	0	0	0	0		
	山梨県 1900 山梨県	33	4	4	2	1	1	0	0	0	0	0		
	甲府市 1951 甲府市	16	3	3	1	2	0	0	0	0	0	0		
20 長野県	20 長野県	280	25	24	5	8	6	0	5	1	1	0		
	長野県 2000 長野県	163	9	9	2	5	2	0	0	0	0	0		
	長野市 2051 長野市	61	9	8	2	1	0	0	5	1	1	0		
	松本市 2052 松本市	56	7	7	1	2	4	0	0	0	0	0		
21 岐阜県	21 岐阜県	334	7	6	0	4	2	0	0	1	0	0		
	岐阜県 2100 岐阜県	232	7	6	0	4	2	0	0	1	0	0		
	岐阜市 2151 岐阜市	102	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
22 静岡県	22 静岡県	360	43	41	7	15	19	0	0	2	2	0		
	静岡県 2200 静岡県	229	24	24	5	8	11	0	0	0	0	0		
	静岡市 2211 静岡市	83	10	8	1	3	4	0	0	2	2	0		
	浜松市 2212 浜松市	48	9	9	1	4	4	0	0	0	0	0		
23 愛知県	23 愛知県	1287	74	74	33	11	19	11	0	0	0	0		
	愛知県 2300 愛知県	484	18	18	6	6	6	0	0	0	0	0		
	名古屋市長古屋市 2311 名古屋市長古屋市	589	48	48	25	4	9	10	0	0	0	0		
	豊橋市 2351 豊橋市	39	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	岡崎市 2352 岡崎市	37	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	豊田市 2353 豊田市	36	4	4	2	1	1	0	0	0	0	0		
	一宮市 2354 一宮市	102	4	4	0	0	3	1	0	0	0	0		

前払金の保全措置の状況について

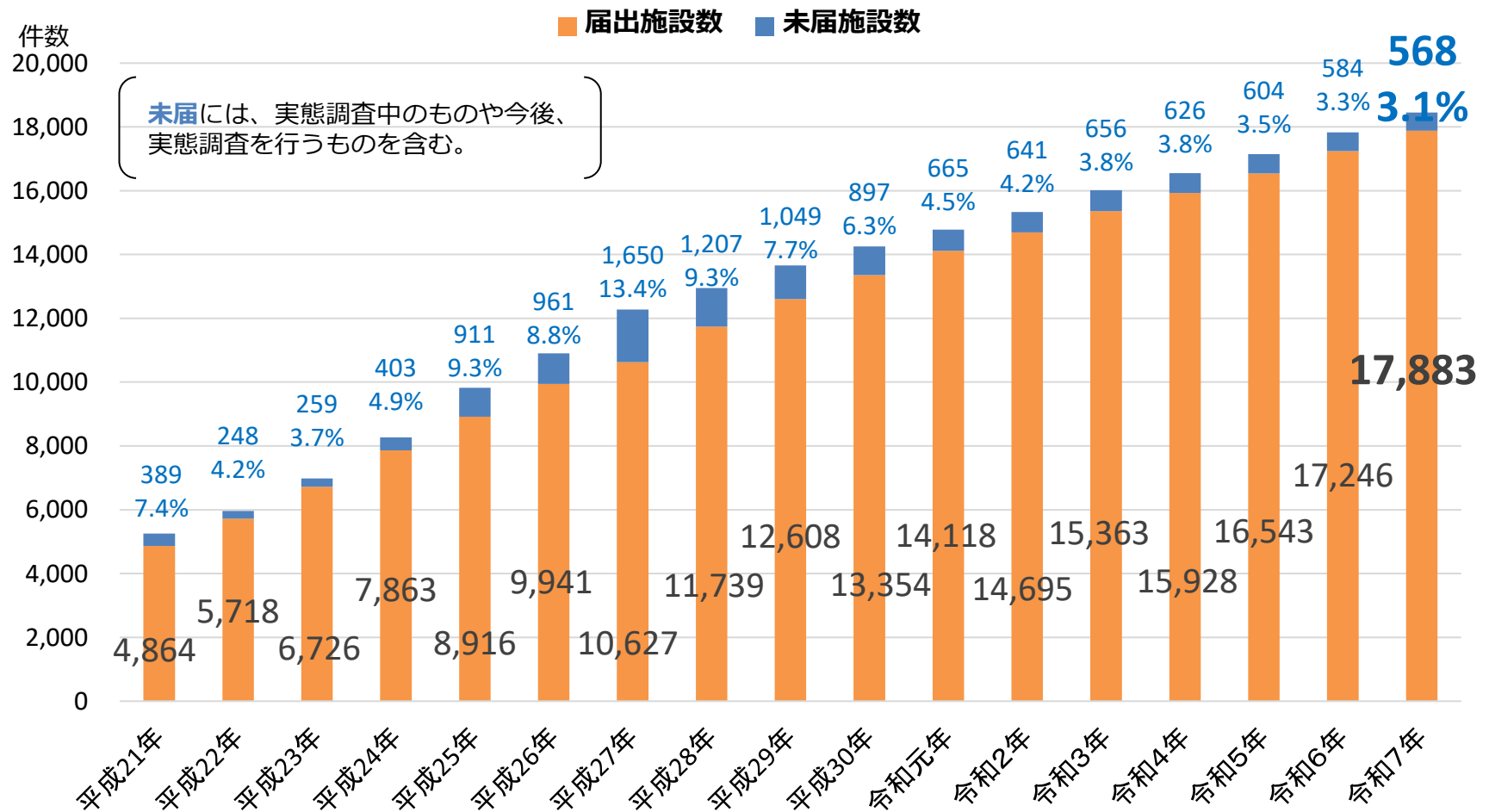
令和7年6月30日時点

所管自治体			有料老人ホーム数(※)												(うち)前払金の保全措置を講じていない施設数	
			(うち)前払金を徴収している施設数													
			(うち)前払金の保全措置を講じている施設数										(うち)前払金の保全措置を講じていない施設数			
			(イ)銀行等による連帯保証委託契約	(ロ)信託会社等による信託契約	(ハ)全国有料老人ホーム協会による入居者生活保証制度	(ニ)保険会社による保証保険契約	(ホ)その他	指導件数	改善済							
24 三重県	24 三重県	232	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0		
25 滋賀県	25 滋賀県	63	7	7	0	2	5	0	0	0	0	0	0	0		
	滋賀県	2500 滋賀県	39	2	2	0	1	1	0	0	0	0	0	0		
26 京都府	大津市	2551 大津市	24	5	5	0	1	4	0	0	0	0	0	0		
	京都府	26 京都府	136	48	48	21	11	14	2	0	0	0	0	0		
	京都府	2600 京都府	24	7	7	3	0	3	1	0	0	0	0	0		
	京都市	2611 京都市	112	41	41	18	11	11	1	0	0	0	0	0		
27 大阪府	大阪府	27 大阪府	1578	126	122	58	29	28	5	2	4	1	0	0		
	大阪府	2700 大阪府	495	34	34	14	12	8	0	0	0	0	0	0		
	大阪市	2711 大阪市	464	33	32	18	8	2	4	0	1	0	0	0		
	堺市	2712 堺市	178	10	10	4	2	3	1	0	0	0	0	0		
	豊中市	2751 豊中市	62	13	11	5	2	2	0	2	2	0	0	0		
	吹田市	2752 吹田市	34	7	7	5	0	2	0	0	0	0	0	0		
	高槻市	2753 高槻市	33	9	9	2	2	5	0	0	0	0	0	0		
	枚方市	2754 枚方市	85	13	13	9	1	3	0	0	0	0	0	0		
	八尾市	2755 八尾市	59	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	寝屋川市	2756 寝屋川市	54	5	4	1	1	2	0	0	1	1	0	0		
	東大阪市	2757 東大阪市	114	2	2	0	1	1	0	0	0	0	0	0		
	28 兵庫県	兵庫県	28 兵庫県	399	163	161	38	13	35	2	73	2	0	0	0	
兵庫県		2800 兵庫県	105	28	28	13	2	9	1	3	0	0	0	0		
神戸市		2811 神戸市	113	34	34	9	0	25	0	0	0	0	0	0		
姫路市		2851 姫路市	73	73	72	3	2	0	0	67	1	0	0	0		
尼崎市		2852 尼崎市	59	6	6	3	1	0	0	2	0	0	0	0		
明石市		2853 明石市	8	2	2	0	1	1	0	0	0	0	0	0		
29 奈良県	西宮市	2854 西宮市	41	20	19	10	7	0	1	1	1	0	0	0		
	奈良県	29 奈良県	168	34	34	13	4	17	0	0	0	0	0	0		
30 和歌山県	奈良県	2900 奈良県	98	10	10	4	2	4	0	0	0	0	0	0		
	奈良市	2951 奈良市	70	24	24	9	2	13	0	0	0	0	0	0		
	和歌山県	30 和歌山県	185	3	3	2	0	1	0	0	0	0	0	0		
31 鳥取県	和歌山県	3000 和歌山県	64	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	和歌山市	3051 和歌山市	121	3	3	2	0	1	0	0	0	0	0	0		
32 島根県	鳥取県	31 鳥取県	69	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	鳥取県	3100 鳥取県	38	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	鳥取市	3151 鳥取市	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
33 岡山県	島根県	32 島根県	85	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	島根県	3200 島根県	48	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	松江市	3251 松江市	37	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
34 広島県	岡山県	33 岡山県	237	21	21	12	4	1	0	4	0	0	0	0		
	岡山県	3300 岡山県	73	4	4	3	1	0	0	0	0	0	0	0		
	岡山市	3311 岡山市	93	12	12	7	1	0	0	4	0	0	0	0		
	倉敷市	3351 倉敷市	71	5	5	2	2	1	0	0	0	0	0	0		
35 山口県	広島県	34 広島県	175	25	25	15	2	1	6	1	0	0	0	0		
	広島県	3400 広島県	47	4	4	3	0	0	0	1	0	0	0	0		
	広島市	3411 広島市	77	19	19	12	1	0	6	0	0	0	0	0		
	呉市	3451 呉市	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	福山市	3452 福山市	44	2	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0		
36 徳島県	山口県	35 山口県	300	2	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0		
	山口県	3500 山口県	229	2	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0		
	下関市	3551 下関市	71	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
37 香川県	徳島県	36 徳島県	71	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	香川県	37 香川県	150	6	6	0	1	2	0	3	0	0	0	0		
	香川県	3700 香川県	62	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
38 愛媛県	高松市	3751 高松市	88	6	6	0	1	2	0	3	0	0	0	0		
	愛媛県	38 愛媛県	207	5	5	3	1	1	0	0	0	0	0	0		
	愛媛県	3800 愛媛県	122	2	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0		
39 高知県	松山市	3851 松山市	85	3	3	2	0	1	0	0	0	0	0	0		
	高知県	39 高知県	78	3	3	2	0	1	0	0	0	0	0	0		
	高知県	3900 高知県	32	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0		
40 福岡県	高知市	3951 高知市	46	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0		
	福岡県	40 福岡県	1111	81	78	52	8	16	0	2	3	1	0	0		
	福岡県	4000 福岡県	558	23	22	12	2	8	0	0	1	0	0	0		
	北九州市	4011 北九州市	217	5	5	3	1	0	0	0	0	0	0	0		
	福岡市	4012 福岡市	265	48	47	34	4	7	0	2	1	1	0	0		
41 佐賀県	久留米市	4051 久留米市	71	5	4	3	1	0	0	1	0	0	0	0		
	佐賀県	41 佐賀県	297	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
42 長崎県	長崎県	42 長崎県	203	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0		
	長崎県	4200 長崎県	102	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0		
	長崎市	4251 長崎市	59	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0		
	佐世保市	4252 佐世保市	42	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
43 熊本県	熊本県	43 熊本県	464	7	7	6	0	1	0	0	0	0	0	0		
	熊本県	4300 熊本県	293	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	熊本市	4311 熊本市	171	7	7	6	0	0	0	0	0	0	0	0		
44 大分県	大分県	44 大分県	391	6	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0		
	大分県	4400 大分県	217	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0		
45 宮崎県	大分市	4451 大分市	174	5	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0		
	宮崎県	45 宮崎県	496	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	宮崎県	4500 宮崎県	293	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
46 鹿児島県	宮崎市	4551 宮崎市	203	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	鹿児島県	46 鹿児島県	386	13	13	8	3	2	0	0	0	0	0	0		
	鹿児島県	4600 鹿児島県	202	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
47 沖縄県	鹿児島市	4651 鹿児島市	184	13	13	8	3	2	0	0	0	0	0	0		
	沖縄県	47 沖縄県	433	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0		
	沖縄県	4700 沖縄県	346	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0		
	那覇市	4751 那覇市	87	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

※ 平成18年3月31日以前に設置された有料老人ホームを含む。

届出を行っていない有料老人ホーム

- 「届出」を行っていない事業者は、老人福祉法第29条第1項の規定に違反している。
- 「届出」がなければ、その有料老人ホームは行政との連携体制が不十分となる恐れがあるため、都道府県等においては、未届施設に対する実態把握や指導監督を強化するなどの対応が必要。

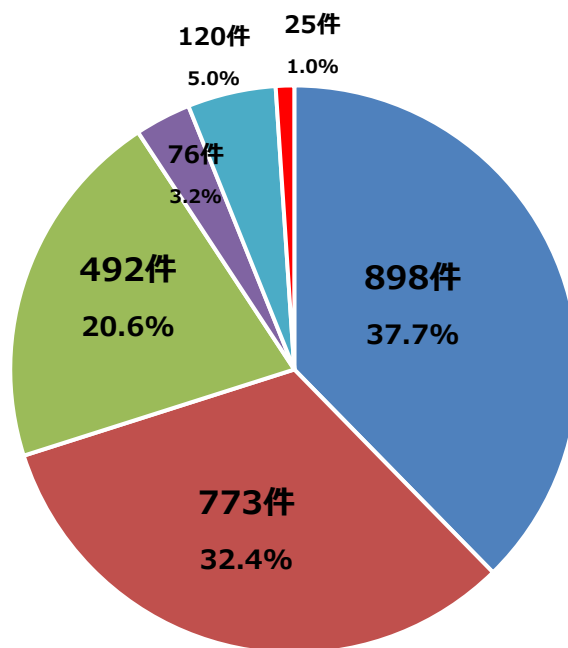


出典：厚生労働省老健局高齢者支援課調べ（平成21年～26年は10月31日時点、平成27年以降は6月30日時点）

前払金の保全措置を講じていない有料老人ホーム

- 有料老人ホームのうち前払金の保全措置を講じていない事業者は、老人福祉法第29条第9項の規定に違反している。なお、令和3年度まで前払金の保全措置の対象外となっていた平成18年3月31日以前に届出された有料老人ホームについては、経過措置が終了している。
- 保全措置がない場合、事業者が有料老人ホーム事業を継続できなくなったときに、入居者が最初に支払った前払金の残余分を返済することができなくなる恐れがあるため、入居者保護の観点から、厳正な指導が必要。

違反施設の割合	
平成23年度	19.8%
24年度	17.2%
25年度	11.7%
26年度	9.3%
27年度	6.0%
28年度	4.0%
29年度	2.9%
30年度	4.1%
令和元年度	2.1%
2年度	2.0%
3年度	2.0%
4年度	1.8%
5年度	2.3%
6年度	1.0%
7年度	1.0%



- 銀行等による連帯保証委託契約
- 信託会社等による信託契約
- 全国有料老人ホーム協会による入居者生活保証制度
- 保険会社による保証保険契約
- その他
- 前払金の保全措置を講じていない施設数

検査や改善命令など、改善に向けて重点的に指導を行うとともに、悪質な場合には罰則適用を視野に入れ、厳正な対応をとるように、都道府県等に要請。

有料老人ホーム数	17,883件
（うち）前払金を受領している施設数	2,384件
（うち）前払金の保全措置を講じていない施設数	25件

各
都道府県
指定都市
中核市
民生主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局高齢者支援課長
(公印省略)

令和 7 年度フォローアップ調査（第 17 回）の結果及び
有料老人ホームを対象とした指導の強化等について

「有料老人ホームに関する定期的な調査の実施について」（令和 7 年 11 月 6 日付け厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡）において依頼した有料老人ホームに対する指導状況等について、別添のとおり調査結果を取りまとめたので情報提供する。

高齢者が安心して暮らせる高齢者向け住まいのニーズが高まる中、有料老人ホームの入居者の居住の安定を確保する観点から、有料老人ホームの的確な実態把握や継続的な指導監督が不可欠である。

都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）におかれては、有料老人ホームに対する指導監督について、下記の結果も踏まえ、引き続き厳正な指導を行うようお願いする。

なお、有料老人ホームについては、社会福祉法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 51 号。6 月 25 日公布）における老人福祉法の改正により、中重度の要介護者など、特に入居者保護の必要性が高い方を入居対象とするホームについて、入居者保護の観点から、登録制が導入される。厚生労働省においては、登録制の施行に向け、関係者等のご意見も踏まえながら準備を進めていくが、現行制度における調査についても、今年度も引き続き 6 月 30 日時点の状況について実施する予定であることを申し添える。

記

1. 令和 7 年度フォローアップ調査（第 17 回）の結果について

(1) 届出された有料老人ホームの数について

本調査の結果、令和 7 年 6 月 30 日時点で、届出された有料老人ホームの数は 17,883 件(前年度 17,246 件)となった。

(2) 未届の有料老人ホームの届出促進及び指導について

未届の有料老人ホーム（実態調査中のものや今後実態調査を行うものを含む。以下同じ。）の件数は、前回（令和6年度）調査の584件（有料老人ホーム全体に占める割合3.3%）に対し、今回（令和7年度）調査では568件（同3.1%）と、前回と比べ、未届の有料老人ホームの件数、有料老人ホーム全体に占める割合ともにわずかに減少した。

なお、前回（令和6年度）調査で未届であった有料老人ホーム584件については、令和7年6月30日までに40件が届出され、67件が有料老人ホームに該当しなかったもの（廃業したものを含む。）であることが確認された。

これは、未届の有料老人ホームに対する指導を通じて届出が進んだこと、施設の運営実態の確認を行った結果、有料老人ホームへの該当の有無が確認できたことなど、市町村とも連携を図りつつ、都道府県等における未届の有料老人ホームに対する取組が一定程度進んでいる結果であると考えられる。

一方で、届出に関する指導を行ったにもかかわらず、未届である有料老人ホームも一定数確認されており、自治体が把握している主な理由としては、

- ・届出の手続が煩雑であること
- ・有料老人ホームの定義に該当しないと主張していること
- ・耐火や用途変更といった、建築基準法の基準を満たすことが困難であること
- ・スプリンクラー等の消防設備の設置が困難であること

が挙げられた。

これまで累次にわたり、有料老人ホームの届出促進に向けた取組の徹底、厳正な指導監督をお願いしているところであるが、都道府県等におかれては、引き続き、老人福祉法第29条第5項の規定を踏まえ、市町村と連携のうえ、未届の有料老人ホームを積極的に発見するとともに、「有料老人ホームの届出促進等に関する総合的な取り組みの徹底について」（平成19年3月20日付け厚生労働省老健局計画課長、振興課長通知）等の通知や以下の内容を踏まえ、引き続き未届の有料老人ホームに対する取組の徹底をお願いする。

① 未届の有料老人ホームに対する指導監督

有料老人ホームの届出の手続は、有料老人ホームにおける高齢者虐待等をはじめ入居者の処遇に関する不当な行為が行われることを未然に防止するためにも、必要に応じて都道府県等が迅速かつ適切に関与できる前提として、義務付けているものである。

このため、今回の調査で把握した未届の有料老人ホームについては、速やかに実態把握を行うとともに、有料老人ホームに該当する場合には、早急な届出の実施や入居者の処遇等について厳正かつ適切な指導監督を徹底すること。

なお、これまでもお示ししているところであるが、届出が行われていない場合であっても、有料老人ホームに該当する事業については、届出が行われている有料老人ホームと同様に、老人福祉法の規定が適用されることに留意されたい。

② 関係部局と連携した未届の有料老人ホームの実態把握

老人福祉法第29条第4項及び第5項において、市町村が有料老人ホームの設置状況を把握できるようにするため、また、有料老人ホームの指導等にあたって、都道府県と市町村とでより一層の連携を図る観点から、都道府県は有料老人ホームの届出がされたときは、その旨を、市町村に通知しなければならないこととするとともに、市町村は未届の有料老人ホームを発見したときは、その旨を、都道府県に通知するよう努めるものとされているところ。

このため、未届の有料老人ホームの徹底した実態把握をより一層進め、都道府県等及び市区町村の介護保険部局、生活保護部局、地域包括支援センター、消防部局及び建築部局等の関係部局で把握した未届の有料老人ホームに関する情報が、速やかに都道府県等の有料老人ホーム担当部局に確実に共有されるよう、日頃から連携体制を構築し、関係機関一体となって取り組むこと。

③ 届出促進に向けた取組

未届の有料老人ホームの届出を促進するため、引き続き届出制度の周知を図るほか、未届の有料老人ホームの公表、「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について（平成14年7月18日付老発第0718003号厚生労働省老健局長通知）」（以下「標準指導指針」という。）における既存建築物・小規模建築物の特例の活用など、届出促進に向けた取組を強化すること。

また、新たに確認された未届の有料老人ホームについては、届出制度を把握していないこと等も考えられることから、早期に届出を行うよう指導すること。

(3) 有料老人ホームの前払金の保全措置の状況について

前回（令和6年度）調査に引き続き、今回（令和7年度）の調査においても、老人福祉法第29条第9項に基づく前払金の保全措置を講じていない有料老人ホームが一定数確認された。

前払金の保全措置を講じていない有料老人ホームの件数は前回（令和6年度）調査の23件（前払金を徴収している有料老人ホーム全体に占める割合1.0%）に対し、今回（令和7年度）調査では25件（同1.0%）となり、件数はわずかに増加したが、割合については横ばいであった。未だに違反施設が一定数存在している状況は、有料老人ホーム全体の信頼を揺るがしかねないことを踏まえ、保全措置を講じていない義務違反の有料老人ホームが存在している地方公共団体においては、入居者保護の観点から、以下の内容を踏まえ、厳正な指導を行われるようお願いするとともに、違反施設の着実な解消につなげる観点から、令和7年度の調査で把握した違反施設について、指導の状況や改善に向けた適切な指導手法についてヒアリング等を行い各都道府県等における取組につなげていた

だくことを予定しているので、あらかじめご了承ください。

また、平成30年の老人福祉法の改正により、平成18年3月31日以前に届出された有料老人ホームについても、令和3年4月1日以降の新規入居者から前払金の保全措置の義務対象となっているため、引き続き、該当する有料老人ホームに対して十分に周知を図るとともに、その対応状況を細やかに把握するなど、遺漏なきよう対応すること。

併せて、従来から保全措置を講じている有料老人ホームにおいても、新規入居者に対しても引き続き保全措置を講じるよう、事業者に対する継続的な対応をお願いします。

① 前払金の保全措置を講じていない有料老人ホームに対する指導監督

前払金の保全措置を講じていない有料老人ホームの事業者に対して、老人福祉法に基づく検査や改善命令など速やかに改善に向けた取組を実施すること。なお、検査の拒否や改善命令に対する違反等を行った事業者に対しては、同法に基づく罰則の適用も視野に入れ、より厳正な対応を図ること。

② 前払金の保全措置義務の周知

前払金の保全措置を講じていないことは、法令に違反する行為であることから、前払金の徴収を行う場合には、所要の措置を講じる必要があることを有料老人ホーム事業者に対して周知徹底を図ること。

なお、利用料等の前払い方式から月払い方式へ変更することや、保全措置を講じる意思はあるものの、取引条件等で銀行保証等を利用することが困難な有料老人ホーム事業者に対しては、担保を必要としない公益社団法人全国有料老人ホーム協会による入居者生活保証制度を活用することなどが考えられるので、的確に指導を行うこと。

2. 有料老人ホームにおける防火上の安全性の確保について

(1) 福祉・消防・建築部局が連携した防火上の安全性の確保

有料老人ホームにおける防火上の安全性の確保については、これまでも標準指導指針において、消火設備や避難設備を設ける等の消防法及び建築基準法の遵守を求めているところである。

平成30年1月31日深夜に札幌市で発生した火災を受け、「生計困難者等の住まいにおける防火安全対策の助言等について」（平成30年3月20日付け厚生労働省社会・援護局保護課長等）を発出している。通知の主旨を踏まえ、福祉・消防・建築部局が連携して、未届の有料老人ホームを含めた有料老人ホームにおける防火上の安全性の確保に向けた取組をお願いします。

(2) スプリンクラー設備設置の促進

消防法施行令（昭和36年政令第37号）の改正により、平成27年4月1日以降、火災発生

時に自力で避難することが困難な者が入所する社会福祉施設（同令別表第一(6)項ロに掲げる施設）については、原則として延べ面積にかかわらずスプリンクラーを設置することが義務付けられている。

有料老人ホームについては、避難が困難な要介護状態にある者を主として入居させるものが、同令別表第一(6)項ロに掲げる施設に該当することから、特に既存の有料老人ホームのうち、スプリンクラー設備を設置していないものを運営している事業者に対しては、消防部局への相談などを踏まえた改修の実施を求めるなど、適切な指導等を実施していただきたい。

また、スプリンクラー設備の設置にあたっては、「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金」を活用できることから、事業者に対してスプリンクラーの設置を指導する場合には、当該助成制度を併せて周知することにより、既存の有料老人ホームにおけるスプリンクラー設置が着実に実施されるよう促していただきたい。（ただし、当該助成制度の対象は、平成28年度から1,000㎡未満の有料老人ホームとしているので、留意すること。）

なお、未届の有料老人ホーム（※）については、当該助成制度の対象外としているので念のため申し添える。

（※）ただし、サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けた有料老人ホームは、法令上、老人福祉法に基づく届出は不要とされているため、当該助成制度においては届出をしたものとみなし、助成の対象となる。

【地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金における既存の高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業に対する補助単価】

① 1,000㎡未満の場合 1,046万円/㎡

② 1,000㎡未満かつ消火ポンプユニット等を設置する場合 1,046万円/㎡+263万円まで

3. 有料老人ホームの情報公表について

老人福祉法の規定に基づき、各都道府県等においては、有料老人ホームの一覧表や各施設の重要事項説明書をホームページ上に掲載するなどの方法で、有料老人ホームの情報を公表いただいている。

厚生労働省が運営する「介護サービス情報公表システム」の生活関連情報に、有料老人ホーム情報を掲載・検索できる機能を追加しているが、現在、この機能を使って検索できる有料老人ホームは、令和8年4月末時点では、全国で9,325件と、有料老人ホーム総数の約半数に留まっており、掲載件数がゼロの都道府県も8自治体となっている。有料老人ホームに入居しようとする方の適切な選択に資する情報をわかりやすく提供する観点から、本システムへの入力とこれを活用した情報公表をお願いしたい。

また、本システムに情報登録することで、「災害時情報共有システム」の機能も使用できるようにしており、災害時における有料老人ホームの被害状況を国・自治体が迅速に把

握・共有し、被災した有料老人ホームへの迅速かつ適切な支援につなげるためにも、積極的な情報登録を行っていただくようあわせてお願いしたい。

4. 有料老人ホームにおける利用料等の改定に対する適切な対応について

別途、令和8年8月25日付事務連絡にてお知らせしたとおり、今般、一部の有料老人ホームにおいて、運営事業者が、家賃や管理費、食費に相当する費用等（以下「利用料等」という。）を大幅に引き上げる方針を入居者に通知したことに伴い、当該運営事業者の事業所が所在する自治体に相談が寄せられている。有料老人ホームにおける利用料等の改定に当たっては、入居契約が利用権契約に該当する場合、標準指導指針において示しているとおり、合理的に算定した水準のものとすること及び運営の透明性や利用者への丁寧な説明といった手続きを確保することを求めているところであり、また、賃貸借契約に該当する場合には、借地借家法の規定に基づくこととなる。

については、都道府県等におかれては、このようなケースがあった際には、契約について必要な確認を行うほか、標準指導指針等に基づき、必要な場合には運営事業者に対し指導等を行うなど適切な対応を行っていただくようお願いしたい。また、入居者等から相談が寄せられた場合においては、下記の公益社団法人全国有料老人ホーム協会等の相談窓口の紹介を行うなど、適切な対応を講じていただくようお願いしたい。

○ 公益社団法人有料老人ホーム協会 苦情・相談受付連絡先

電話：03-5207-2763（月～金曜日 ※祝日、年末年始を除く午前10時～午後5時）

お問い合わせフォーム：<https://user.yurokyo.or.jp/contact>

※身近な消費生活センターや消費生活相談窓口を案内。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/local_cooperation/local_consumer_administration/hotline/

以上